様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024　年　9　月　13　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） らにてくごうどうがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 lanitech合同会社  （ふりがな） 　 にしわき　やすひろ  （法人の場合）代表者の氏名 　 西脇　靖紘  住所　〒150-0001  東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号　桑野ビル2階  法人番号　7010703005916  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | lanitech合同会社ホームページ/DX推進戦略 | | 公表日 | 2024　年　8　月　26　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | lanitech合同会社ホームページのDX推進戦略にて公表  <https://lanitech.jp/dx/>  デジタル技術が社会や自社の競争環境に及ぼす影響  DX推進に向けた経営ビジョン  DX推進ためのビジネスモデル | | 記載内容抜粋 | デジタル技術が社会や自社の競争環境に及ぼす影響  情報社会になって久しい現代において、ビジネスにとどまらず社会全体でIT技術を活用することが当たり前になり、その活用レベルに応じて企業や社会、生活のQOLにまで影響が及んでいます。またITにとどまらずAIの活用が社会のあり方も変えつつあります。ビジネスにおいては、活用のレベルに応じて事業売上にも直結する企業としては必須の環境整備であり、競争に勝ち抜くための武器でもあります。  DX推進に向けた経営ビジョン  企業理念として「テクノロジーで、持続可能な明るい未来社会をつくる」を掲げ、ミッションとして「気づいていない課題を見つけ出し、最高の解決を、お客様と共に」を掲げています。  「お客様の本質課題を見つけ出し、お客様と共に解決する。」 シンプルですが本質だと考えています。私たちはお客様のIT課題や経営課題を一緒になって発見し解決することで、信頼と実績を積み重ねてまいりました。この課題解決能力を持ってスタートアップから上場企業様まで多くの企業様とパートナーとさせて頂いています。弊社ではすでに社会実装されているデジタル技術にとどまることなく、最先端の技術にも注目し、調査や研究を重ねています。生成AI技術を用いてのビジョンミッションの達成にも力を入れています。  DX推進ためのビジネスモデル  弊社は、技術顧問/外部CTO、外部CIO・社内システム支援をはじめとするコンサル系事業からスタートし、現在では、開発受託や、プロジェクト推進、運用保守まで幅広いニーズにお応えすることができます。この事業体制によりコンサル系事業では上流の業務を支援し、そこで決定した1つ１つの具体的な施策や開発やプロジェクトの推進までをも一気通貫して行うことができます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会非設置会社のため、意思決定機関である代表取締役の決定に基づき弊社の方針を策定し、その内容をホームページにて公表しました。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | lanitech合同会社ホームページ/DX推進戦略 | | 公表日 | 2024　年　8　月　26　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | lanitech合同会社ホームページのDX推進戦略にて公表  <https://lanitech.jp/dx/>  DX推進の具体的戦略 | | 記載内容抜粋 | ・生成AI技術を活用して可能な限り作業を自動化し、サービスの品質と速度を向上させ、お客様のニーズにより迅速かつ正確にお応えします。効率化によって生まれた時間を、お客様一人ひとりに寄り添った創造的な提案や、より複雑なご要望にお応えすることに充てることが可能になります。  ・CRMシステムにより顧客情報を一元管理し、ニーズや購買パターンを分析することで、お客様に対してより的確な提案が可能になります。  ・リモートデスクトップツールを活用し、お客様へ迅速にアフターサポートやトラブルサポートを提供します。  ・リモートワーク体制を構築し、業務の柔軟性および生産性の向上を図ります。  ・SDGsの観点からも環境へ配慮して、自社およびお客様のペーパーレス化に努めます。情報のデジタル化により効率的なデータの共有、蓄積と分析が可能になります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会非設置会社のため、意思決定機関である代表取締役の決定に基づき弊社の方針を策定し、その内容をホームページにて公表しました。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | lanitech合同会社ホームページ/DX推進戦略  <https://lanitech.jp/dx/>  DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 代表取締役社長が中心となってDX戦略を推進していきます。代表取締役社長自らが外部イベントへの参画を通じてデジタル技術に関わる最新動向や海外事例を積極的に収集し、弊社のDX推進を主導しています。  またDX人材育成の取り組みの一環として、インターンシップ採用により早期段階から未来のDX人材の発掘と育成に取り組んでいます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | lanitech合同会社ホームページ/DX推進戦略  <https://lanitech.jp/dx/>  DX戦略推進のための環境整備 | | 記載内容抜粋 | 弊社はDX推進に向けた以下のような環境整備を積極的に進めています。必要に応じて、予算にとらわれず投資を行い、デジタル化の基盤構築に最善を尽くします。  ・クラウドサービスの積極的な導入と活用  ・生成AI技術やIoT等の最新技術の導入  ・セキュアなリモートワーク環境の整備  ・CRMシステムデータ分析基盤の構築  ・オープンイノベーションの推進  ・定期的な技術動向の調査と評価 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | lanitech合同会社ホームページ/DX推進戦略 | | 公表日 | 2024　年　8　月　26　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | lanitech合同会社ホームページ/DX推進戦略にて公表  <https://lanitech.jp/dx/>  DX戦略の達成指標 | | 記載内容抜粋 | ・業務プロセスにおける生成AIの作業の割合や、生成AI導入による作業時間削減率、コスト削減率を可視化し、生成AIによる業務率を増やしていきます。  ・顧客データに基づいた提案の割合を増やします。お客様のニーズに合った的確なサービスを速やかに提供することで、顧客満足度も向上させること目指します。  ・定期的なモニタリングを通じてセキュリティインシデントを検出し、発生した場合はインシデントの数と対策実施率をセキュリティ指標として用い、改善に努めます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　8　月　26　日 | | 発信方法 | lanitech合同会社ホームページ/DX推進戦略/DX推進に向けた代表メッセージにて代表取締役が発信しています。  <https://lanitech.jp/dx/>  今後も取り組み状況についてホームページ上で更新するとともに、notesにおける情報発信を企画中です。 | | 発信内容 | 当社は、「情報セキュリティポリシー」および「プライバイシーポリシー」を順守し、さまざまな脅威から情報資産を保護し、かつ適正に取り扱うことにより、情報セキュリティの維持に向けて弛まぬ努力を続けていきます。  （中略）  私たちはお客様のIT課題や経営課題を一緒になって発見し解決することで、信頼と実績を積み重ねてまいりました。この課題解決能力を持ってスタートアップから上場企業様まで多くの企業様とパートナーとさせて頂いています。弊社ではすでに社会実装されているデジタル技術にとどまることなく、最先端の技術にも注目し、調査や研究を重ねています。生成AI技術を用いてのビジョンミッションの達成にも力を入れています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　8　月頃 | | 実施内容 | 代表取締役社長を中心に「DX推進指標」による自己分析を行い、「DX推進ポータル」より結果を提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　8　月頃 | | 実施内容 | 情報セキュリティポリシーを策定し、公表しました。  https://lanitech.jp/securitypolicy/  独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「情報セキュリティ自社診断」を実施し「SECURITY ACTION（二つ星）」を自己宣言しました。  自己宣言ID：41019809770 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。